

# 新潟県青少年健全育成県民会議規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この会議は、新潟県青少年健全育成県民会議という。

### (事 務 所)

第2条 この会議の事務所は、新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この会議は、青少年健全育成の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して、あすの新潟県をになう心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における青少年育成活動を支援するための事業
- (2) 青少年としての自覚と責任を高めるための事業
- (3) 家庭の健全化を図るための事業
- (4) 社会環境の整備を図るための事業
- (5) 青少年の非行防止のための事業
- (6) 青少年育成市町村民会議等の活性化に資するための事業
- (7) その他、この会議の目的を達成するための事業

## 第3章 構 成

### (組 織)

第5条 この会議は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体をもって組織する。

### (会 員)

第6条 この会議の会員は、正会員及び協力会員とする。

2 正会員は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

3 協力会員は、第3条の目的に賛同し入会した、この会の運営に協力する個人及び団体とする。

### (入 会)

第7条 この会議の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出して、会長の承認を得なければならない。

### (退 会)

第8条 この会議の会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出しなければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

### (会 費)

第9条 この会議の会員の会費は、別表のとおりとする。

2 既納の会費は、返還しない。

## 第4章 役員

### (役員)

第10条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事（会長、副会長含む） 10人以内
- (4) 監事 2人

### (役員職務)

第11条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計及び会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

### (役員選出及び任期)

第12条 役員は、総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

## 第5章 会議

### (機関)

第13条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

### (総会)

第14条 総会は、この会議の議決機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項について議決する。
  - (1) 予算及び事業計画に関すること。
  - (2) 決算及び事業報告に関すること。
  - (3) 規約の改正に関すること。
  - (4) その他総会が必要と認める事項。
- 3 総会は、正会員の3分1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

### (理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、次の事項について議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他理事会が必要と認める事項

3 理事会の議長は会長がこれをつとめる。

4 理事会は、第1項に規定する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第14条第3項及び第4項、第15条第4項及び5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

## 第6章 部 会

(部 会)

第17条 この会議に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉会長)

第18条 この会議に、総会の承認を得て、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会務について会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べることができる。

(顧 問)

第19条 この会議に、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

## 第7章 事 務 局

(事務局)

第20条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第8章 会 計

(会計年度)

第21条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この会議の経費は、会費・助成金・その他の収入をもって充てる。

## 第9章 補 則

(委 任)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(施行期日)

第 24 条 この規約は、昭和 55 年 4 月 26 日から施行する。

附則 この規約は、昭和 60 年 5 月 9 日から施行する。

附則 この規約は、平成 2 年 5 月 11 日から施行する。

附則 この規約は、平成 3 年 5 月 10 日から施行する。

附則 この規約は、平成 8 年 5 月 13 日から施行する。

附則 この規約は、平成 10 年 5 月 25 日から施行する。

附則 この規約は、平成 12 年 5 月 23 日から施行する。

附則 この規約は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 1 この規約は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

- 2 この規約の施行の際、現に改正前の規約第 6 条に規定する賛助会員である者は、改正後の規約第 6 条に規定する協力会員となるものとする。

別 表

- 1 当会議の規約第 9 条による会費の額は、下記のとおりとする。
- 2 この会費納入の時期は、毎年 6 月末日までとする。
- 3 新規加入者については、加入申込の際に納入するものとする。

区 分		会 費	
正 会 員	個 人	年間 1 口 2,000 円	1 口以上
	団 体	年間 1 口 3,000 円	1 口以上
協力会員	個人・団体	年間 1 口 10,000 円	1 口以上